

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

現在、規範に則った企業活動が社会で求められており、当社グループは企業の社会的責任を十分に認識し、企業活動の透明性を向上させ、企業に対する利害関係者の信頼を更に高めることを重点課題としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オーエコーポレーション	7,411,000	52.26
三井住友信託銀行株式会社	620,000	4.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	392,000	2.76
大同生命保険株式会社	365,000	2.57
共栄火災海上保険株式会社	360,000	2.54
アサガミ従業員持株会	219,662	1.55
JFEスチール株式会社	200,000	1.41
三菱ふそうトラック・バス株式会社	150,000	1.06
株式会社商工組合中央金庫	150,000	1.06
近藤一久	140,000	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	株式会社オーエコーポレーション (非上場)
--------	-----------------------

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	倉庫・運輸関連業
----	----------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社オーエコーポレーションは当社議決権の52.48%を所有する親会社であります。営業取引にしましては、同社が保有する倉庫設備について賃貸借契約を締結しておりますが、設備の賃借料は設備の維持管理費および投資価値を勘案した価額を基準に決定しており、また、当社の同社に対する事業上の依存度は低く、同社から事業上の制約を受けることはありません。

人的関係にしましては、同社の取締役を当社の取締役・従業員が兼務しておりますが、これは当社と同社が円滑に事業推進を行い相互に連

携をはかるためのものであり、当社における経営上の重要事項については同社の意向によらず、独自の意思決定を行っており、当社の独立性は十分に確保されているものと認識しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
古沢 熙一郎	他の会社の出身者				○					
鮫島 章男	他の会社の出身者									○
泉山 元	他の会社の出身者				○	○				
藤森 寛敏	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
古沢 熙一郎		三井住友信託銀行株式会社の特別顧問および富士フィルムホールディングス株式会社の社外監査役を兼任しています。なお、三井住友信託銀行株式会社は、平成24年度末において、当社の発行済株式の4.37%を保有する大株主です。また、当社単体の平成24年度末時点での同行からの借入額は6,910百万円であります。	経営に関する幅広い知識・見識と経験を、当社の経営全般に活かしていただくとともに、取締役会の機能強化、一層の活性化を促進することを目的に社外取締役に選任しています。
鮫島 章男		太平洋セメント株式会社の名誉顧問を兼任しています。	経営に関する幅広い知識・見識と経験を、当社の経営全般に活かしていただくとともに、取締役会の機能強化、一層の活性化を促進することを目的に社外取締役に選任しています。
泉山 元		三八五流通株式会社の代表取締役社長および株式会社青森テレビの社外取締役を兼任しています。なお、当社の代表取締役社長木村健一は、三八五流通株式会社の社外監査役です。また、平成24年度において当社と同社との間には取引関係がありますが、業績面における影響は僅少であるため、概要の記載を省略します。	経営に関する幅広い知識・見識と経験を、当社の経営全般に活かしていただくとともに、取締役会の機能強化、一層の活性化を促進することを目的に社外取締役に選任しています。
藤森 寛敏		JFEミネラル株式会社の顧問を兼任しています。なお、平成15年3月まで、当社の大株主のJFEスチール株式会社の前身である川崎製鉄株式会社の代表取締役副社長でありました。	経営に関する幅広い知識・見識と経験を、当社の経営全般に活かしていただくとともに、取締役会の機能強化、一層の活性化を促進することを目的に社外取締役に選任しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との間で定期的に監査報告会を実施し、会計監査人の監査実施結果の報告や監査計画の基本的事項等について意見交換を行っております。また、監査役と内部監査室は随時会合を実施し、内部監査室の監査実施結果について報告を行っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員の人数	2名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i		
金澤 昭雄	他の会社の出身者											○
濱本 英輔	他の会社の出身者											○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
金澤 昭雄	○	—	警察行政の要職を歴任され、人格・見識ともに高く、企業経営に対するコンプライアンスの視点からの監査ができることから社外監査役に選任しています。なお、東京証券取引所が定める独立性に関する開示加重要件に該当せず、また、当社との間には特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれなく独立性が確保されていると判断し、独立役員として指定しています。
濱本 英輔		株式会社ロッテの顧問を兼任しています。	税務行政等の要職を歴任され、その豊富な専門知識を有しているうえ、企業経営に関する幅広い知識・見識と経験を有していることから、監査役としての役割を果たしていただけるものと期待し、社外監査役に選任しています。

【独立役員関係】

独立役員員数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状の役員報酬制度が十分機能を果たしていると考えられるため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

- ・有価証券報告書において、役員区分ごとの総額を開示しております。
- ・平成24年度の報酬等の額は、取締役12名に対し275,093千円(うち社外取締役4名に対し25,483千円)です。(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)
- ・連結報酬等の総額が1億円以上の役員については、有価証券報告書において個別に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在は代表取締役が社外取締役および社外監査役に対して、決算の内容の個別説明、重要な取締役会決議事項の事前相談などを行い、経営および意思決定に係る貴重な意見を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行等に関する事項

会社の機関の基本…当社は監査役制度を採用しており経営に関する組織として、株主総会、取締役会、監査役会のほか、執行役員会を設けております。

機関の内容

- ・取締役会につきましては、取締役13名の内、社外取締役が4名を占め、執行役員会との連携を重視し、会社の重要な業務執行を決定するほか、各取締役の職務の執行状況を監督しております。
- ・監査役会につきましては、監査役4名の内、2名が社外監査役であり、取締役会等の重要な会議に出席するほか、企業の合法性、信頼性維持のため子会社をも含めた充分な監査体制を構築しております。
- ・執行役員会につきましては、取締役執行役員および執行役員で構成され、四半期ごとに開催し、経営に関する重要事項を協議しております。また、各支店・営業所の収支状況等の報告・確認等を行っております。
- ・コンプライアンス委員会につきましては、社長を委員長とし、役員員に対するコンプライアンス意識、倫理意識の啓発、法律違反行為およびその疑いがある場合の事実関係の調査や再発防止策の検討を行なうことを目的に設置し、原則として月1回開催しております。コンプライアンスに関する業務については社長以下担当取締役等が中心となって取組んでおります。
- ・内部統制委員会につきましては、社長を委員長とし、内部統制体制整備のため定期的に委員会を開催しております。委員会におきましては、内部統制の推進に必要な事項の協議、改善策の検討・改善状況の報告等を行っております。

内部監査、監査役監査および会計監査の状況

- ・内部監査は、社長直属の機関として内部監査室(4名)を設置しており、社内諸業務の遂行状況をコンプライアンスの観点や経営方針や社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から年度監査計画に基づく監査を実行するとともに、改善のための意見を社長に提供することにより更なる経営の合理化や効率向上を図ることを推進しております。
- ・監査役は当社グループの業務監査のほか、取締役会等の重要な会議に出席し、企業の合法性、信頼性維持のため、子会社をも含めた充分な監査体制を構築しております。
- ・また、当社の監査業務を執行した公認会計士は本橋清彦氏および萩野うたみ氏であり、当社グループの会計監査に係る補助者は、公認会計士3名であります。
- ・会計監査人は年間監査計画に基づき、当社グループの監査を行っております。なお、審査につきましては、日本公認会計士協会が定める「監査意見表明のための委託審査要領」に基づき、審査を受けております。

【社外取締役の役割・機能】

社外取締役には、企業経営についての豊富な知識と経験を客観的な立場から経営に活かしていただいております。また、独立かつ中立な立場から経営の監視機能を担っていただいております。

【監査役の機能強化に向けた取組状況】

当社では監査役の監査機能強化のため、2名の社外監査役を含む4名の監査役は、経営者との意見交換を行い、取締役会議等の重要な会議へ出席し、会計監査人との間で定期的に監査報告会を実施し、会計監査人の監査実施結果の報告や監査計画の基本的事項等について意見交換を行っております。また、社外監査役は、独立性を保ち企業統治等に関して十分な知識と経験を有しており、適法性の監査にとどまらず、外部者の立場からも経営全般について大局的な観点から助言をいただいております。なお、うち1名は独立役員として指定いたしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現状の体制につきましては、当社は監査役制度を採用し、取締役は13名(うち社外取締役4名)であり、社外取締役による独立かつ中立的な立場からの経営監視が図れるとともに、監査役4名(うち社外監査役2名)による監査体制、ならびに監査役が会計監査人や内部監査部門と連携を図

る体制により、十分な執行・監督体制を構築しているものと考え、採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	四半期決算、プレスリリース等については即日当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「我々は物流業に携わる者として、『安全の確保』と『顧客に対する最高のサービス』をまず第一義に掲げ、お客様の多様な要求に対応できる機能の充足、経営環境の変化に耐える企業規模と事業ポートフォリオの確立、高収益体制の確立の三つの方針に沿って投資家、顧客、取引業者、社員、すべての我が社に関わる人たちの幸せを実現すべく鋭意努力してまいります。」とホームページ等でステークホルダーの立場の尊重を宣言しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グリーン経営の認証を取得しております。当社の行動指針に環境への配慮の項目を定め社員の意識向上を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの構築につきましては、平成18年5月12日開催の弊社取締役会において基本方針を決議いたしました。内部統制システムに関する具体的な考え方及び体制については、当該基本方針にしたがって構築してまいります。

基本方針については、下記の通りであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
アサガミコンプライアンス指針を遵守し、法令および定款違反を未然に防止する。
取締役が他の取締役の法令および定款違反を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告するなどコーポレート・ガバナンス体制を強化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で、保存・管理することとし、保存期間は稟議規程、文書取扱規程により定める。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、内部統制に係る規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとする。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
また、当社では取締役会の意思決定の迅速化および業務執行の監督機能強化を図るため、執行役員制度を導入している。
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
アサガミコンプライアンス指針を遵守し、法令および定款違反を未然に防止する。コンプライアンス委員会の活動および内部通報規程の運用を通じ、コンプライアンス体制の充実・強化を推進する。
社長の指揮のもと、内部統制委員会を設置し、内部統制の構築・向上を推進する。
また、内部統制の維持・改善を図るため、執行部門から独立し、社長直轄部門である内部監査室を置き、業務が経営方針、諸規程、業務マニュアル等に準拠して行われているか否かを監査するものとする。
6. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社における業務の適正を確保するため、アサガミコンプライアンス指針をグループ企業全てに適用し、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
経営管理については、グループ会社の経営管理基本方針および関係会社の管理規程を定め、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理を行うものとする。
7. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が求めた場合には、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。
同使用人に任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項についてガイドラインを定め監査役につど報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求められることができるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の基本的な考え方
反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、当社の「行動指針」に反社会的勢力へは断固反対すると明記しております。また、グループの全役職員が行動指針を携帯し、この考え方をもって日々の業務に臨んでいます。
2. 整備状況
反社会的勢力排除に向けた整備状況として、不当要求等の対応部署を総務部とし、所轄警察署、特殊暴力防止対策協議会、暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携しながら反社会的勢力に関する情報を収集・管理しております。
また、コンプライアンス委員会を毎月開催し、当社およびグループ各社にコンプライアンス啓蒙活動を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

